

# 宮古山田圏域流域治水協議会規約

## (設置)

第1条 「宮古山田圏域流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 本協議会は、平成28年台風第10号や令和元年東日本台風などの近年の水害や、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、宮古山田圏域（宮古市並びに山田町内全ての水系の流域をいう。以下同じ。）において、あらゆる関係者が協働して河川流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の対象流域)

第3条 協議会は、宮古山田圏域を対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別記1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別記1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 宮古山田圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項

## (幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記2の職にある者をもって構成する。

- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別記2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とするものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センターとする。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の承認を得て定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和5年9月7日から施行する。なお、本規約施行開始と同時に旧規約の宮古山田圏域流域治水協議会規約を廃止する。

## 別記1 協議会構成員

宮古市産業振興部長
宮古市都市整備部長
宮古市危機管理監
宮古市上下水道部長
山田町総務課長
山田町農林課長
山田町上下水道課長
山田町建設課長
山田町都市計画課長
国土交通省気象庁仙台管区気象台盛岡地方気象台次長
林野庁東北森林管理局三陸北部森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 盛岡水源林整備事務所長
岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター所長
岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室長
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長

オブザーバー

国土交通省東北地方整備局
--------------

## 別記2 幹事会構成員

宮古市産業振興部農林課長
宮古市都市整備部建設課長
宮古市都市整備部都市計画課課長
宮古市危機管理監危機管理課長
宮古市上下水道部施設課長
山田町総務課危機管理主幹
山田町農林課長補佐
山田町上下水道課長補佐
山田町建設課長補佐
山田町都市計画課長補佐
国土交通省気象庁仙台管区盛岡地方気象台防災管理官
林野庁東北森林管理局三陸北部森林管理署次長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 盛岡水源林整備事務所造林係長
岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター農政推進課長
岩手県沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室森林保全課長
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター河川港湾課長

オブザーバー

国土交通省東北地方整備局
--------------